

# 群馬県における農事試験場設立についての一考察

- 明治30年代における地方税支出および国庫補助金交付状況の検討を中心に -

富澤 一 弘 ・ 江 崎 哲 史

## The Study on Establishment of Agricultural Station in Gunma Prefecture

During 1880s - 1900s

Kazuhiro TOMIZAWA ・ Satoshi ESAKI

### 論文要旨

わが国の明治30年代は、日清戦争による好景気とその賠償金を準備金とした金本位制の確立、産業革命の達成等に象徴される経済発展の中に始まった。こうした情勢に並行して、時の基幹産業である農業の支援策として、明治20年代後半より経済環境整備を目的とする財源確保のための法律が、帝国議会において矢継早に可決された。明治30年における各府県の地方税予算は漸次増加の傾向を示したが、勸業予算の膨張の勢いはそれを凌ぐものがあった。

一方、こうした財政事情から当時の農業技術に目を転じると、老農の推進する経験農法と、学理の裏付けを伴った西洋技術である科学農法が融合を見る時代が到来した。この科学農法導入の推進者は、初めは経験農法の推進者でもあった老農であったが、徐々に大学出の学士に移行していく。

この勸業予算の膨張と科学農法の推進という二つの時代的潮流の接点とも言うべき政策が、農事試験場の設立である。明治26年に国立農事試験場が東京の西ヶ原、そしてその支場が設立されたのを契機に、府県農事試験場設立の気運が、にわかにか高まりをみせた。府県当局による農作物の試験栽培は、明治10年代初頭より内務省主導の勸業場運営という形でなされてきたが、松方財政の影響等により不首尾に終わった。もっともこうした前例を基盤に、明治20年代の末期には一定の水準の法整備を伴って、再興をみるのであった。群馬県においては、明治27年12月の通常県会においてその設立が決議された。

なお民権運動全盛期、財政膨張に対する反対勢力も根強く、各府県会において設立予算の確保が危ぶまれる事例が続出した。群馬県もその例に洩れなかったが、明治29年の通常県会においては翌

年の内務省の裁定という形により、県会による予算否決という難局を乗り切った。

農事試験場の設立・運営が軌道に乗り出したのは、この時期整備された行政補助金交付のための法令の一つである明治32年の農事試験場国庫補助法公布以後のことであった。

## はじめに

わが国の明治30年代は、日清戦争による好景気とその賠償金を準備金とした金本位制の確立、産業革命の達成等に象徴されるような経済発展の中に始まった。そして三国干渉による譲歩の後、その盟主である露国に対する排外熱の高まりの中で、財政的な裏付けを有した軍拡路線が推進された時代でもあった。

こうした情勢に並行して、時の基幹産業である農業の支援策として、明治20年代後半より経済環境整備を目的とする法律が、帝国議会において矢継早に可決された。明治30年代における各府県の地方税予算は漸次増加の傾向を示したが、勸業予算の膨張の勢いはそれを凌ぐものがあった。

【表1】を見ると、全体的な傾向として財政規模の拡大が見られるものの、他方、勸業予算も着実な伸びを見せている。日露戦争期においては、地方税支出そのもの、および時の社会資本の中核である土木予算が、戦費捻出のための緊縮財政の影響を受け縮小を伴ったが、勸業予算はその様相を異にした。さらに30年代末期には、土木予算の5割の規模に達するに至った。

表1 各府県地方税支出総計

単位：万円(1万円以下は切捨)

決算年度	総計	土木費	勸業費・同補助費総計
明治30年	4,004	1,368	94
31	4,172	1,158	112
32	4,848	1,415	138
33	4,867	1,231	205
34	5,248	1,477	260
35	5,658	1,557	346
36	5,869	1,792	329
37	4,680	1,111	302
38	4,621	1,020	329
39	5,403	1,203	534

※1 『内務省統計報告』13-23巻(第13-23回、明治30-39年)より作成。

2 該当年度の決算額を使用。

3 明治30-33年迄は府県税のみ、明治34-39年は經常・臨時の総計。

群馬県も、かかる農業政策の影響により、先の20年代と比較して極めて巨額な勸業予算の編成を行った。そしてこれを県会が先の時代に比して承認する傾向にあった。【表2】を見ると、地方税の推移は全国的な傾向に比して波はあるが、勸業予算は概ね全国的傾向と同様であり、日露戦争期にも金額的には例年に比べて、それ程縮小を強いられた訳でもなく、戦後もさらなる増加傾向を示すことになった。

表2 明治30年代群馬県地方税支出状況

単位：円（1円以下は切捨）

決算年度	総計	土木費	勸業予算総計
明治30年	765,689	382,912	20,619
31	774,545	312,401	25,616
32	1,110,443	580,923	29,618
33	1,000,107	407,120	51,747
34	1,298,643	344,470	51,952
35	1,164,183	471,143	51,901
36	1,151,381	368,568	43,769
37	886,357	275,438	50,385
38	901,783	258,946	76,190
39	1,009,171	292,785	110,282

- ※1 前掲『内務省統計報告』13-23巻（第13-23回、明治30-39年）および『群馬県議会史』第2巻（群馬県議会、1959年）より作成。  
 2 明治30-33年迄は県税のみ、明治34-39年は経常・臨時の総計。

ところで農事試験場は、中央において明治26年4月に発足した。その設立の目的は、農業技術の向上・普及、技術員の養成等である。<sup>(1)</sup>この後、その支部ともいべき各府県の農事試験場設立認可申請が相次ぎ、群馬県もそうした動向にあった。

しかし日清戦争に起因する好景気のもたらす地方税支出拡大という時勢にもかかわらず、群馬県においては、この県農事試験場の運営が財政的な事情から不安定な状況であった。

こうした状況に変化が訪れたのは、明治32年の府県農事試験場国庫補助法の公布以降のことであった。補助金の支給により運営の財政基盤が安定をみ、以後群馬県においては従来の業務に加え、新規事業の拡大を推進する流れとなる。

本稿執筆の目的は、明治期の群馬県における県農事試験場設立をめぐる勸業予算の推移、および県会、県当局の動向について、農商務省や帝国議会の政策を踏まえつつ、具体的な考察を行うことである。

なお先行研究については、その設立の背景や農商務省の動向については、上山和雄氏の研究や

『農林水産省百年史』等の諸業績が挙げられる。

また地方行財政の研究としては高寄昇三氏や阿部恒久氏、上山和雄氏等諸氏の研究が挙げられる。

さらに群馬県に限定すれば、県農事試験場の概要を記した『群馬縣立農事試験場史』、県会の動向としては、県議会史や県史等の文献、丑木幸男氏の研究等が挙げられる。<sup>(2)</sup>

ただし中央官庁の勸業政策が群馬県に波及する過程についての具体的な研究、勸業政策やそれに付随する地方税をめぐる研究は、少ない。<sup>(3)</sup>

## 第1章 群馬県農事試験場設立まで

### 第1節 初期群馬県の勸業試験場について

この章においては、各府県における府県会発足当初の試験場運営から、国策による農事試験場の設立を経て、その分枝である府県農事試験場の設立までの流れについて検討を加える。

明治10年代初頭は各府県において府県会が発足した時期であり、地方議会とともに民権運動の萌芽が各地で見られた。

一方で経済政策に視点を移すと、松方財政による不況到来前、農商務省発足以前の段階であった。そしてこの時期は、明らかに次の時代に比して体系的な勸業政策を欠いた時期であった。<sup>(4)</sup>

こうした時代背景の下、農商務省との連携を前提とした府県農事試験場発足以前の段階において、内務省系統の殖産興業政策の一環として勸業場の運営が各府県においてなされたが、これについて群馬県を中心に考察を行う。<sup>(5)</sup>

旧熊谷県、のちの群馬県においては、明治8年に旧岩鼻県庁の跡地が勸業場に指定された。しかし県庁の熊谷との往来が困難なため、岩鼻町内の懲役場の吏員で勸業課兼務の者1名を派遣したが、「頗ル繁忙ニシテ一人ノ能ク此場ニ就キ試験栽培ヲ掌ル能ハス」というように、結果は思わしくなかった。<sup>(6)</sup>

そこで群馬県が発足して間もない明治11年4月、県当局は「該場<sup>(マ)</sup>ノ興作栽培ヲ主トシテ看護ヲ兼ネシモノ一名」を勸業課より派遣し、「試作場ノ體ヲ計畫」した。その目的は、以下の通りである。<sup>(7)</sup>

本州現在ノ果樹ハ勿論内外諸植物ノ種子ヲ聚収シ耕耘ノ得失培養ノ適否等ヲ實地ニ試験或ハ百菓ノ苗木管内僅乏ノ品種ハ他府縣ニ購求シ該場内ニ暫ク試験栽培シ良ナル者ハ其種子苗木ヲ人民ノ請ヒニ應シテ分與セシムルノ目的トス

しかし当時、その建設予定地は試験場として使用出来る状態ではなく、整備する必要があった。そこで「開成ルノ一端ヨリ果樹苗木或ハ穀菜ノ種子等播種栽培セシ」ところ、翌12年には、漸く

その体裁が整ったようである。しかしその直後同地の陸軍への接收が決まり、移転を迫られることとなった。<sup>(8)</sup>

県庁構内に若干の空地があることから、そこに移転が決まったものの、「周囲ノ土手或ハ土蔵又ハ家屋ノ爲メ狭隘ヲ致シ空氣流通ノ支エアルト地質太タ下等ナルヨリ植物適否ノ試験充分ナラサル所アリ」という状態であった。もっとも岩鼻と県庁構内の両所において「粗経験實益アルヲ見認ムル種子苗木等少ナカラサルニツキ郡役所又ハ望ノ有志者ヘ分與」した。この年に群馬県会が発足したが、勸業費より桑苗配布の予算として300円が計上された。<sup>(9)</sup>その他、外来桑樹の奨励を行う等、積極的な活動を行っている。<sup>(10)</sup>

以降、残存史料の制約から群馬県におけるこの勸業場の詳細な活動はわからないが、明治15年の県当局の報告に、以下のような一節がみられる。<sup>(11)</sup>

群馬縣<sup>(ママ)</sup>勸業報告第九拾四回 明治十五年六月十五日

本縣第二勸業場及ビ前代田村試作場並養魚卵孵場共別記ノ通處分候條有志ノ者ハ勸業課ヘ出頭委細承知ノ上本月廿八日迄二入札又ハ拜借出願手續二及<sup>(ママ)</sup>ベシ 此旨報告ス  
但開札ノ上代價不相當ト見認スルトキハ再入札申付候コトアルヘシ

この勸業場が規模および機能の拡充を行った過程は定かではないが、松方財政が始まった段階で、勸業場の一部において民間への払下のための入札が行われていることは注目に値する。さらに明治12年よりこの入札に至るまでの期間における勸業場への地方税支出を検討すると、県会発足当初より明治14年までは、運営の人件費を中心に、農具や施設維持費等の用途として500円、乃至600円が支出されているが、明治14年下半年より始まった松方財政や農商務省の政策、自由党系県会議員の台頭等を機に、勸業予算の規模縮小がなされ、明治15年以降は農事試験場の予算それ自体も、地方税支出は無くなった。<sup>(12)</sup>

このことから、群馬県も他府県の事例同様、明治10年代の中頃には勸業場そのものが民間へ払下げられた可能性が高い。

同様の事例が山梨県にも見受けられる。<sup>(13)</sup>山梨県では、明治12年の県会発足当初の段階において、日野春（現・北杜市）、甲府城内（現・甲府市）の2箇所に試験場が存在した。前者は養蚕、後者は内外の植物の収集・試験栽培を行っていた。

ところで明治12年の山梨県の通常県会では各郡役所付近の試験場設立が議に付され、4箇所1621円35銭の予算が可決された。しかし翌13年の通常県会においては、当時各府県で積極的に開催された共進会開催と、試験場運営の優先順位をめぐって議場が二分する事態となった。反対派議員は「抑々勸業試験場ハ何故ニ地方税ヲ以テ支辨スベキカ予輩ハ理由ヲ知ル能ハス」といった地方税交付無用を主張する発言や「質屋、割烹店ノ如ク直接ノ利益ハ決シテナキ筈」といった側面に加え、「農學ノ講釋ヲナシタリトテ、實地ノ利益ナクバ何ノ利益アラン」と、学理を否定する発言も見受

けられた。<sup>(14)</sup>

結局この年の試験費は、大幅な削減を伴う結果となった。翌14年には農事講習所設立が可決されたが、明治17年には農事講習所予算そのものが再議の末、否決される状況であり、明治18年以降は農学啓発機関への地方税交付そのものが凍結されることとなる。

当時の農業技術の水準には、明治農法の前提ともいふべき在来農法の改良、および西洋技術の導入という側面は存在したものの、未だ体系的に完成され普及をみたとは言い難い段階であった。

農事試験場国庫補助法案が衆議院で初めて上程をみた明治28年の第9議会において、提出者の1人である多田作兵衛は次のように述べる。<sup>(15)</sup>

明治十四年頃カラ十七八年アタリノ勸業ノ爲シフト云フモノハ、(中略)中央ノ地デ十分ナ試験ヲ致シタカト云フニソレハ致サズシテ各縣各郡ニ誘導ヲ致シタタメニ(中略)當時ノ農學士ハ今日ノヤウニ進ムデ居ラズ、且ツ失敗ヲシタタメニ學理ヲ實地ニ應用スルナド云フ技師ハ大變實業家ノ侮ヲ受ケタウナコトモゴザリマシタ、ソレデ各府縣デハ折角試験場ヲ設ケテ見マシタケレドモ遂ニ中途ニシテ止ムダト云フ所モゴザイマス(下略)

明治10年代中後期の勸業政策は、中央官庁との有効な技術的連携を欠き、学士の技術にも限界があり、学理を実地に応用しようとする技師は実業家の嘲笑をかうこともあった。こうした事情から、各府県において勸業試験場を設置するも継続し得なかったところもあった、ということである。

明治13年の山梨県会における試験場予算支出の反対派議員の発言と同様に、明治10年代の農業界にあっても、学理を軽視する風潮が存在したと思われる。

明治10年代の府県および郡単位の試験場の在り方について、再約すれば、即ち以下のようなことが言えよう。その経済的基盤たる地方税予算は松方財政や自由党系勢力の台頭により縮小され、一方の技術面においては、中央官庁との有効な連携がなされず、また学理を軽視する風潮がそれに追い討ちを掛ける形で、結局これら試験場はほぼ存続し得ない結果となった。

## 第2節 認可から設立まで

明治30年前後は、近代地主 - 小作制度の下で小規模農民を維持、発展させるための機構・制度が初めて体系的に整備された時期である。

具体的には、まず明治26年の国立農事試験場の開設に始まり、ついで29年の勸業銀行法、農工銀行法等の成立が続く。32年には農会法、耕地整理法、33年には産業組合法が制定された。<sup>(16)</sup>そのような情勢の中、府県農事試験場開設が相次ぎ、群馬県もその例に洩れなかった。

維新以来の農業における西洋技術の導入について再考を迫られ、わが国の風土に定着すべき学問・知識・技術の内容について関心が高まる中で、農商務省農務局は明治19年に東京府下6郡10箇所の篤農家に委託して重要穀菜試作地を設置した。さらに明治24年には東京の西ヶ原に農務局仮試

試験農事部を設置した。<sup>(17)</sup>もっとも同時期、第1次松方内閣下の政府と議会の対立の中で「議決ニシテ豫算不成立」となり、「再ヒ之ヲ提出シ遂ニ議會ノ可決スル」運びとなった。<sup>(18)</sup>

その結果として、同26年4月には先述した農務局仮試験場農事部が、農事試験場本場となった。時を同じくして試験場の支場が大阪、石川、宮城、広島、徳島、熊本の6箇所に設立され、従来の仮試験所農事部の事業は全て農事試験場に移管された。<sup>(19)</sup>

以降、群馬県農事試験場が開設されるまでの流れを概観すると、以下の通りである。

明治26年12月の第5議会の衆議院において山陰地方への農事試験場支場設立が建議された。<sup>(20)</sup>

翌27年8月には訓令第27号を以て、府県農事試験場規程が制定された。これより先に設立された新潟、栃木、滋賀、そして群馬の4県が認可された。<sup>(21)</sup>

明治28年には、農商務省が農事試験場の存在する府県に対して、翌年より本支場の管轄区域内で府県農事試験場長と普通農事巡回教師の会合を年1回開催する必要性を諮問した。その結果同省は、各府県が職員を派遣するという回答を得た。<sup>(22)</sup>

翌年は特別に農商務省内でこの会合が開催され、東京、大阪、京都の3府と群馬等13県が職員を派遣した。<sup>(23)</sup>設立に対する準備が整えられるのと並行して、中央官庁と各府県との連携も推進された。府県農事試験場の設立は明治30年前後に急速に進むが、府県農事試験場の試験内容は、当初は生産力増大が望まれた水稻に関するものが中心であり、播種量、坪当たりの株数、堆肥・人糞尿等の試験が行われた。<sup>(24)</sup>

かかる動向を踏まえた上で、政策伝達の末端に当たる群馬県の情勢について触れる。<sup>(25)</sup>

群馬県の農事試験場開設が建議されたのは、府県農事試験場規程が公布された明治27年12月の通常県会のことである。そして同月、勸業費の追加案という形で、時の県会議長である高津仲次郎より県知事の中村元雄に次のような建議書が提出された。<sup>(26)</sup>

## 建 議 書

農事ノ改良發達ヲ圖ランガ爲メ左記ノ概算ニ依リ明治二十八年ヨリ五ヶ年以上繼續スルノ見込ヲ以テ農事試験場ヲ設置シ市町村農會ニ補助セントス 右ノ理由ナルニヨリ明治二十八年度支出追加豫算トシテ本會へ御提出相成度別紙參考書相添へ此段及建議候也

明治二十七年十二月十九日 群馬縣會議長 高津仲次郎

群馬縣知事 中村元雄殿

ここでは5年間継続しての予算投入が建議され、その目的は市町村農会の補助であった。その背景には、各種農業団体の活発な交流が挙げられる。

20年代中頃から各府県において農事会の設立が相次ぐ中、時の農政家たちは全国的農会組織の必要性を提唱した。大日本農会も別に国民的農会設立の必要に迫られ、明治27年4月に全国農事会が

設立され、さらに府県単位の農会も設立が相次いだ。<sup>(27)</sup>因みにこの農事試験場と県農会の関係が、後述する分場増設問題に影響を及ぼす。

ところで先の建議書に添えられた支出一覧によれば、総支出額は3489円であり、その用途は創設費、建築費、備品費等の諸経費であった。

議場においてこの建議書に対して、常置委員の白石錦之助より若干の修正案が述べられた。即ち多少経費を増額して「試験場ヲ三ヶ所設置スル」、つまり分場を増設することであり、その予算額は4277円26銭である。その方法として白石錦之助は、対象の土地について「有志者ノ家ヲ借りルナリ、又相当ノ家屋ヲ借りマシテ又一ヶ年百六十圓位ノ豫定ヲ以テ借りマシテ得クル考へ」であり、その場長には「農林學校卒業生ノ者ヲ一人雇」い、「其他ノ者八二十五圓ノ技手ヲ三人雇ツテ始終場長ト巡回」する、と述べている。<sup>(28)</sup>結果としてこの案が可決され、農事試験場は予算の増額を伴う形で設立された。

最後にこの章を再約すれば、以下のことが言えよう。

府県農事試験場の萌芽ともいべき勸業試験場は、群馬県においては中央官庁との有効な連携を欠き、また運営を支える財政的・技術的な側面においても恵まれなかった明治10年代という時代においては見るべき成果を挙げる事が出来なかった。

しかし明治20年代に至って状況に変化が訪れる。中央官庁が従来の農業技術研究施設を活用し、国立農事試験場の設立に踏み切った。そしてその技術を地方へ反映させるべく府県農事試験場設立の認可規則を整備したのである。この段階において設立認可申請が一部の府県において行われたのは、先の時代に比べ農業に学理が反映され易くなったことを示唆するものである。

こうした時勢の背景には、在地の勸業委員の堅実な努力によって西洋技術が徐々に吸収され、そして各府県において当時技術向上を活動の主眼に置いていた農会の結成が、郡および県水準において進展する等、高度な農業技術が在地に反映される基盤が築かれたことが挙げられるであろう。<sup>(29)</sup>

もっとも設立された府県農事試験場の運営は、時の経済状況とも密接な関係を有し、脆弱な財政的存続基盤により困難に直面する。

## 第2章 補助金交付を転機とする群馬県農事試験場の 財政的運営についての検討

### 第1節 予算をめぐる県当局と県会の動向

この章では、群馬県農事試験場の当初の運営状況を検討していく。

農事試験場が設立された後の明治28年の通常県会において、農事試験場費の一部である農馬費や試験場職員の人件費の削減をめぐって、原案を守りたい県当局と減額を主張する議員との間で論戦がなされた。

以下の引用は、昨27年の通常県会において農事試験場費の増額を提案した白石錦之助が、常置委



員の意見として経費の減額を提案した際に、時の県当局の技師である赤羽雄一が行った答弁である。<sup>(30)</sup>

○番外二番（赤羽技師）曰 本項ニ附キマシテ施行上御修正ノ通り参ツテ八困リマスル廉ヲ申シマスレバ雇給ノ内デ小使兼常農夫給六圓ヲ五圓、七圓ヲ六圓ト云フ御修正ガゴザリマシタガ實際是レハ本年度總テ二十八年度デヤツテ居リマスル豫算デハ逆モ雇ヒニ應ズルモノガゴザリマセヌノデ、夫レモ前ノ豫算額デ應ジサセル積リデ穿察ヲ致シテ見マシタガ應ズルモノガナイノデ止ヲ得ズ是レデ支給致シテ居リマス（以下省略）

即ちこの修正案が可決されれば試験場の下級従業員の給与面での待遇が悪化する。この年の給与規定では応募してくれる者がいない。やむを得ず前年度の給与規定で応募する者を探したが、結果は芳しくない。よって現状の人員にこの年の給与規定で給料を支払っている、というのである。

結果として、試験場費の予算規模は前年の水準こそ維持できたものの、根本的な予算不足から職員1人当たりの給金は減額となった。加えて同会議において明治27年の建議書で触れた5箇年の支出計画である農事試験場特別資金積立の支払が否決される事態となった。<sup>(31)</sup>

翌29年の通常県会においても、農事試験場をめぐる財政的環境は、好転の兆しが見えなかった。例えば27年に決議された試験場分場の増設を、人件費や、県農会、郡農会への事業引渡の関係から白紙に戻すように、県当局が提案した。この時、番外の武田書記官は、議案説明を補完する形で次のように述べた。<sup>(32)</sup>

アレヲ置イテハ技手一人デハドウシテモ出来マセヌ、ト云フモノハ人ガ見ニ来マスト其案内ヲ致サナケレバナラヌ、又試験場ノ其方面カラ試作地ヲ拵ヘタカラ見ニ来テ呉レト云ヘバソレモ見ニ行カナケレバナラヌト云フノデ、其極ク忙シイ頃ニ農作ノ試験ヲスルコトハ到底一人デハ出来マセヌ（中略）ソレニ郡農會縣農會ガ出来テモ唯ダ名バカリノ農會デ實ガナイデハ役ニ立チマセヌカラ相當ノ補助ヲ與ヘテ尚ホ之ヲ擴張シテ、郡農會ニ於キマシテハ試作場デモ造ラセマシテ、出来タト云フ場合二年五十圓位モ補助ヲ與ヘテ農事試験場ト相俟ツテ實地ノ試験ヲ見タイ

見学に来た人の応接をしながら農業試験を行うことは現状の人員では不可能である。郡や県の農会は発足したものの未だ実体に欠けるものである。こうした事情から郡農会については試作場を造らせ補助金を与え、この農事試験場と共同試験を行いたい、というものである。

この他、農事試験場費の議論に関しては、同予算中の鉱毒調査費の支出が検討された。この鉱毒調査費とは、この時期社会問題化した渡良瀬川流域の鉱毒問題について、流域の被害状況等を学理的に調査する試験の費用であるが、結果として否決された。<sup>(33)</sup>

こうした農事試験場をめぐる否定的な政治状況に対して、県当局は強権発動で事態の收拾を図っ

た。即ち明治30年度県会予算案を再議に付し、農事試験場費等重要項目に関しては、内務省の命令の下、原案執行を行ったのである。<sup>(34)</sup>そしてこうした手法が奏功し、群馬県の勤業予算については、この後、当分の間は減額修正から再議となる事態には至らなかった。

## 第2節 府県農事試験場国庫補助法の公布

設立当初の府県農事試験場を運営するに当たっての財源確保について、その処方箋とも言うべき府県農事試験場国庫補助法案が帝国議会の衆議院に初めて上程されたのは、明治28年の第9議会においてであった。提出者は安田益太郎、多田作兵衛他1名である。その骨子は、事業奨励のため、「国庫八毎年度一府縣三千圓以内ヲ支出」することであり、交付期間は「五箇年ヲ以テ一期」とし、対して各府県は補助金交付に付随する諸々の義務を遂行する、というものであった。<sup>(35)</sup>

審議冒頭の趣旨説明において、多田作兵衛は次のように述べている。<sup>(36)</sup>

此府縣ノ試験場ト云フハ今日最モ必要デゴザリマスガ、サウ云フ必要ナモノナラバ態々補助金ヲ與ヘ又所ガ各府縣デ續々起ルデアラウト云フ御論モアルカ分リマセヌガ、(中略)大抵日本全國ノ中ノ小縣ノ部分デゴザリマスルト今日地方税ト云フモノハ色々増額ヲ致シマシテ、今日デ八地租割ヲ致シマシテ一圓以上モ出シテ居ル所ガアリ、又地價割ノ方ニ致シマシテモ制限一杯ニナッテ居ルト云フヤウナコトデ、此上僅ノ費用ト雖モ増額スルコトノ出来ヌト云フヤウナ縣々モゴザリマスル

演説の大意を述べれば、以下のものである。必要であれば府県は、補助金を交付しなくても設立するであろうという意見はもっともであるが、税法と照合しても試験場の設立や維持のための地方税の増額を望むことが出来ない、従って国費をもって必要な予算の一部を支弁して欲しい、というものである。

この時期の背景を考慮すれば、地価修正問題や日清戦争に起因する好況に付随した地方税の大幅な増額が挙げられる。群馬県会においても、この年以降の積極財政について疑問を投げかける声が聞かれた。<sup>(37)</sup>事実、群馬県においては前節で触れたように、この翌年の通常県会において、予算減額の程度が甚しく、再議に付される事態となった。

対する政府の見解は、戦時予算の都合もあり、府県の勤業政策への補助金より農商務省直轄の農事試験場支場設立を優先したい意向であった。それはこの明治28年が前章第2節で触れたように、まだ中央官庁と府県の農事試験場の連携を深める段階であり、命令系統が確立した部分を中心に予算配分の方が効率的と判断したためであろう。<sup>(38)</sup>

結果として、同法が公布された明治32年の段階においては、府県農事試験場の置かれていた状況は、明治28年段階からは大きく変化しつつあった。

明治32年の第13議会の衆議院における同法案の審議に際し、稲垣示は次のように述べる。<sup>(39)</sup>

各府縣ニ於キマシテ是マデト云フモノハ、色々地方税ヲ以テ補助シテ來タ所モゴザイマス、又其他ノ方法デ試験場ヲ設ケタ所モゴザイマスケレドモ、地方税ノ多額ニナリマスヨリ、或ハ其他ノ事情ヨリ致シマシテ、一時建テタモノモ廢メルトカ、又マダ未設ニシテ行レヌ所モゴザイマス（中略）日本ノ如キハ農ヲ以テ國ヲ建ルト雖モ、今日マデ國庫デ以テ補助シテ、試験場ヲ建テタコトハゴザイマセヌモノデスカラ、非常ニ振ハヌヤウナ有様デアリマス、（中略）十萬ヤ十五萬ノ如キコトハ、他ニ如何ナル方法ヲ用ヒテヤツタ所ガ、ドノ途ノ中デモ幾分サヘ出ス途ノ中デ繰合シタナラバ、何デモナイコト、思ヒマスル、今日マデマダ各府縣ニ農事試験場ノ行レテ居ル所ハ、十府縣カシカナイヤウニゴザイマス、是ト云フモノモ時ニ或ハ廢シ或ハ設ケラレナイ所モアリマスル

発言の引用箇所を要約すれば、以下のものである。これまでは農事試験場に対して、地方税交付により補助した所もあればその他の方法で補助を行った所もあるが、地方税支出の限界やその他の事情で補助が難航し、未設か甚しいものは完成したものを廃するような現状である。わが国の場合は、国庫補助金の欠如から試験場の設立状況が芳しくない。他の方法で資金を調達した府県への交付も、設立及び運営により支出が嵩む過程で補助金注入を行う方法にすれば補助金の総額である10万円、15万円という金額はさしたるものではない。今日、各府県で府県農事試験場が存在するのは10府県程であり、これらの中にも状態が不安定な所も存在する、というものである。

さらに恆松隆慶は、農事試験場設立に対して「殊ニ全國實業家團體杯ハ、希望シテ居ルデゴザイマセウ、直チニ協賛ヲ致シテ宜イヤウナモノデゴザイマスガ、併シ補助ノ金額ニモゴザイマスルシ、十分是ハ委員ニ託シテ調査セシメテサウシテ成立ツコトヲ希望致シマス」と述べた。<sup>(40)</sup>

同法をめぐる4年前の明治28年の議案説明に比して、補助金注入を要求する側面の強い内容であり、群馬県の例を挙げるまでも無く、事態が切迫していることを示唆している。またこの時期の農商務省の勸業政策全体の経緯からして、実現すれば行政補助金の萌芽とも言うべき法案であったと言えよう。<sup>(41)</sup>

結局、こうした議論の末、可決成立、明治32年6月8日に同法公布の運びとなった。同法の施行は、明治33年4月1日であった。<sup>(42)</sup>

### 第3節 その後の運営予算と補助金の注入状況

初上程より4年掛かりで公布に至った農事試験場国庫補助法施行以降、群馬県農事試験場に対する地方税予算や補助金の交付状況はどのように推移していったのであろうか。

その全体的な傾向として、予算額は法律施行後の明治33年以降は著しい増加傾向をたどる。明治33年には經常予算で5241円から6904円と前年比1700円の増加となり、翌34年には1万円台に達する。35年は1万円台を切ったものの、36年 - 39年は毎年1万1000円前後、つまり発足直後の3倍弱の予算額で推移することとなる。<sup>(43)</sup>

こうした予算増額の背景には、少なくとも府県水準では国庫補助金交付や試験場そのものの機能拡充に伴う支出が挙げられるが、まず国庫補助金交付についての考察を行う。

【表3・表4】より明治30年代の交付状況を概観すれば、補助法施行直後の明治33年に1300円交付され、以降は毎年2000円の交付となっている。<sup>(44)</sup> 恐らく年1000円、乃至2000円の補助金は運営費に分類されるものであろう。しかし少なくとも明治30年代前半には1割、乃至2割の減額で再議に付された状況を考慮すれば、この国庫補助金交付の意義が如何に大きなものであったかが理解出来る。

次に施設および試験場機能の拡充である。【表5】より通常の維持費の他に、10年間で数回の施設拡充が行われていることが確認出来る。そしてそのたびごとに維持費の増額が顕著になっていることも同様に窺い知ることが出来る。

国庫補助法公布以降については、明治32年通常県会において県当局が建議した、新築を視野に入れた「地所購入」が挙げられる。時の群馬県の技師であった加賀山辰四郎は、このことに関して次のように述べる。<sup>(45)</sup>

(前略) 試験場<sup>(マ)</sup>八明治二十八年ニ創立シタモノデアリマシテ其当時八創立費ガ嵩ムト云フコトデ今日迄其儘デアリマシテ地所八借入レデアリマスガ(中略)此借入レタ地所八地主八八名デ土地ガ二十五筆二分カレテ居リマス ソレデ試験<sup>(マ)</sup>ノ設備ニ應スルヤウニ<sup>(マ)</sup>導ウトシテモ地主ノ承諾ヲ得ナケレバ出来ヌト云フコトデアリマスカラドウシテモ地所八購入シナケレバナラヌノデアリマス 建物ニ就テモ誠ニ不完全デアリマスカラ新築シタイノデアリマスガ何分費用ガ嵩ミマスカラ土地丈ケ買ツテ置キタイ考ヘデアリマス

即ち創立当初は費用節約の観点から土地を購入ではなく借入で対処したが、その土地を試験場の設備に合う状態にするには地主の承諾を得なければならない。加えて建物も不完全な状態であり、こうした見地から土地購入と建物の新築を行いたいが、費用が高むので、まず土地購入を優先したい、ということである。結果として地所購入費である4915円の予算は、参事会意見との一致もあり、原案通り可決された。

翌33年には、前年購入が可決された土地において、分析場設立を目的とした臨時予算1万0175円17銭1厘が県当局から提案された。前年同様、技師の加賀山辰四郎は、一次会の質疑応答の場において次のように述べた。<sup>(46)</sup>

試験場ノ事業ヲ擴張シテ試験ヲ行フニ八勢ヒ<sup>(マ)</sup>化學的方法ニ依ツテ十分ニ試験ヲシナケレバ其肥料ノ成分トカ其土地々々ニ就テモ分析ヲシテ見ナケレバ十分ノ試験ヲスルコトモ出来ナイ 詰リ試験場自身ノ爲ニ分析場ヲ置ク必要ガ起ツタノデアリマス<sup>(マ)</sup>

群馬県における農事試験場設立についての一考察（富澤・江崎）

表3 明治30年代群馬県勸業予算における国庫補助金注入状況

単位：円（1円以下は切捨）

決議年度	勸業予算 総計	国庫補助金総計 (A)	蚕種検査費補助 (B)	農事試験場費補助 (C)	その他 (D)
明治30年	20,619	—	—	—	—
31	25,616	—	—	—	—
32	29,618	815	—	—	815
33	51,747	—	—	—	—
34	51,952	6,600	5,300	1,300	—
35	51,901	7,978	4,878	3,100	—
36	47,107	—	—	—	—
37	50,385	7,742	4,842	2,900	—
38	76,190	2,085	—	2,085	—
39	110,282	24,322	9,910	2,100	12,311

※1 『内務省統計報告』13-23巻(第13-23回、明治30-39年)、『通常県会決議録』明治30-39年「群馬県行政文書」（群馬県立文書館所蔵）より作成。

2 (A) = (B) + (C) + (D)

3 明治38年以降は、(B)は蚕病予防費。

表4 群馬県農事試験場予算内訳

単位：円（1円以下は切捨）

決議年度	俸給	雑給	場費	修繕費	その他	総計	その他の内訳
明治29年	1,788	1,228	1,292	160	0	4,468	
30	2,400	1,464	1,337	40	0	5,241	
31	2,500	1,742	1,343	40	0	5,625	
32	2,980	2,278	1,606	40	0	6,904	
33	4,168	2,876	3,630	70	8,754	19,498	建築費
34	4,168	2,941	2,472	150	0	9,731	
35	5,092	3,320	2,991	100	2,180	13,683	建築費
36	5,092	3,421	3,533	100	757	12,903	不明
37	5,192	3,421	1,370	200	2,385	12,568	建築費・作業資金
38	5,192	3,311	2,746	125	169	11,543	建築費
39	5,192	3,662	4,271	117	270	13,512	建築費

※1 『群馬県会決議録』『群馬県行政文書』（群馬県立文書館所蔵）明治30-39年、『群馬県立農事試験場史』（群馬県立農事試験場、1954年）より作成。

2 「雑給」は旅費や賞与を示す。

表5 明治30年代群馬県勸業主要項目

単位：円(1円以下は切捨)

執行年度	勸業予算 総計	蚕種 検査費	農事試 験場費	地方測 候所費	耕地整理 支出	林業支出	工業試 験場費
明治30年	20,619	10,735	5,241	2,175	—	—	—
31	25,616	12,680	5,625	2,787	—	802	—
32	29,618	13,326	6,904	3,507	—	1,153	—
33	51,747	17,809	19,498	4,251	1,500	1,147	—
34	51,952	17,669	9,731	4,191	1,500	878	—
35	51,901	16,260	13,683	4,937	1,500	874	—
36	47,107	16,025	12,903	4,381	3,000	5,579	—
37	50,385	16,141	12,568	4,119	5,336	7,346	—
38	76,190	5,067	11,543	4,030	17,500	9,066	14,142
39	110,282	5,909	13,512	4,030	22,623	11,820	14,142

※1 『内務省統計報告』13-23巻(第13-23回、明治30-39年)、『通常県会決議録』明治30-39年「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵)より作成。

2 勸業予算は、表1の定義と同様。

3 「耕地整理支出」は耕地整理補助費・耕地整理調査費の総計。

4 「林業支出」は、地方森林会費・保安林調査費・模範林業本年度支出・林業費補助の総計。

試験場の事業を拡張して試験を行うには理学的分析手法が必要であり、そのためには分析場が必要である、ということである。この答弁は、この時期、在地の勸業委員によって熱心に吸収されつつあった科学農法が地方行政にも反映されつつあった状況を示唆していると言えよう。結果として、参事会の意見により1429円90銭減額の8745円27銭1厘に減額修整された。同時に通常運営予算が原案通り可決されたので、金額増減のみより判断すれば、国庫補助金で減額分を補填する形であった。

明治36年には養蚕試験が開始され、明治38年には畜産部が新設された。以降、明治30年代において群馬県当局の提案する農事試験場予算は、全て原案通りの可決をみ、国庫補助金が減額されるという事態は見られなかった。

なお【表5】より明治30年代群馬県勸業主要項目を確認しておくならば、一部事項を除き順調な支出増加が看取される。事実、これら項目の多くは、制度的、資金的裏打ちの下、安定的に伸び続けていくのであった。

明治41年の時点では、試験場は種芸、園芸、蚕桑、病虫、農芸化学、畜産の6業務部と庶務という態勢であった。この年の農商務省令2号により「立」の字が加えられ、その呼称が群馬県立農事試験場となる。そして大正元年には蚕桑部が分離して県原蚕種製造所となった。その後、各部署が拡充され、今日に至る。(47)

この章を再約すれば、以下のことが言えるであろう。即ち中央官庁の認可の下、県当局によって設立がなされたものの、「経費多端」が懸念されていた勸業予算は、県会において経費削減の対象になった。そしてその減額の幅が県当局の容認の範囲を超えた場合は、県当局は同案を再議に付し、農事試験場費を含む重要項目は原案執行という結果となった。

群馬県の場合は、国策が地方において実践される段階において、計画が軌道に乗るまでの間は、先に触れたような強硬策も取って辞さなかった。<sup>(48)</sup> その背景には、繰り返し述べるが、この30年代が先の時代に比して体系的な農業政策を矢継早に打ち出していった時代であり、県当局もその時流に乗って政策を施行していることを認識していたためであろう。<sup>(49)</sup>

## おわりに

本論を通じて、明治30年群馬県農事試験場の設立をめぐる以下のような流れが確認出来る。明治初期には各府県において農事試験の萌芽とも言うべき勸業場が発足した。それは群馬県においても同様であり、陸軍の事情で勸業場の移転は迫られたものの、その運営は少なくとも松方デフレ前夜まで続いた。明治15年における施設の一部の私下入札は、不採算性と緊縮財政の影響と考えられ、以降地方税支出で勸業場予算が計上されていないところから、史料の制約上不明な点が多いが、他府県同様、廃絶という結果となった可能性が高い。

明治25年の国立農事試験場設立後の明治27年には、他府県に先駆け、県当局ではなく県会よりの建議によって県農事試験場が前橋に設立されたが、設立当初よりその財政基盤の脆弱さから運営の危機に見舞われた。しかし県会による県農事試験場費の過度の減額決議に対しては、県当局は再議・原案執行等の強硬措置でこれを乗り切り、明治32年の府県農事試験場国庫補助法案可決以降は、少なくとも明治期は国庫補助金による安定した財源の下、順調な施設拡張で発展を遂げることとなった。

今後の課題として、さらに全国的事例を視野に、この府県農事試験場設立を推進した勢力の動向や、明治末期以降の農事試験場の活動の変遷を中心に研究を進めていきたい。

（とみざわ かずひろ・本学教授/えさき さとし・本学大学院地域政策研究科博士後期課程）

### 【本文註釈】

- (1) 『國史大辞典』第11巻（吉川弘文館、1990年）362頁。
- (2) 府県農事試験場設立の背景は、自治体史、および中央官庁史以外では例えば、速水祐次郎・神門善久両氏『農業経済論 新版』（岩波書店、2002年）、渡辺洋三氏『講座 日本近代法発達史』第2巻「農業関係法（法体制確立期）」（勤草書房、1958年）等が挙げられる。地方財政の研究では、高寄昇三氏の『明治地方財政史』第2巻（勤草書房、2002年）等、また府県水準における政党と府県会の動向については、上山和雄氏の『陣笠代議士の研究 - 日記にみる日本型政治家の源流』（日本経済評論社、1989年）、阿部恒久氏の『近代日本地方政党史論 - 「裏日本」化の中の新潟県政党運動』（芙蓉書房出版）等が挙げられる。群馬県においては、群馬県政については丑木幸男氏の『評伝 高津仲次郎』（群馬県文化事業振興会、2002年）、『地方名望家の成長』（柏書房、1998年）等が挙げられる。

- (3) 府県単位の勤業政策についての体系的な研究のひとつに、三浦黎明氏の『岩手県の勤業政策と農会 - 日本の近代化と東北開発のはざままで -』(刀水書房、1998年)が挙げられる。
- (4) 発足当初の農商務省についての研究は、祖田修氏・上山和雄氏・宮地英敏氏等の諸研究が参考になる。なお、「間接勤業」の典拠は、上山和雄氏「農商務省の設立とその政策展開」『社会経済史学』(第41巻3号、1975年)。
- (5) 前掲(3)三浦黎明氏の『岩手県の勤業政策と農会 - 日本の近代化と東北開発のはざままで -』66頁。岩手県の場合、西洋式工場経営や農業経営の輸入移植であり、その目的は、土族授産を兼ねた技術伝習にあった。群馬県の場合も残存する史料から判断して、恐らく同様のものと考えられる。
- (6) 『群馬縣勤業第一回報告』「群馬県立歴史博物館文書」(群馬県立文書館所蔵)101頁。
- (7) 前掲(6)『群馬縣勤業第一回報告』102頁。
- (8) 前掲(6)『群馬縣勤業第一回報告』102頁。
- (9) 『明治十二年通常縣會決議録』(群馬県庁所蔵)。  
この年の勤業場の運営予算を含めた勤業費は、民権派勢力が県会内においてそれ程強力な勢力ではなく、勤業政策に積極的な議員が議長・副議長を務めたため、原案に加え1000円の増額を含めた6000円の予算が可決された。初代議長は大蔵省・内務省への出仕経験のある宮崎有敬、副議長は生糸直輸出で名声を博した星野長太郎であった。
- (10) 前掲(6)『群馬縣勤業第一回報告』104頁。
- (11) 『明治十五年 勤業 學務 衛生 報告』「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵)27頁。
- (12) 『通常県會決議録』明治12 - 15年「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵)。
- (13) 以下の記載は『山梨県議會史』第1巻(山梨県議會、1970年)に依拠。
- (14) 前掲(13)『山梨県議會史』第1巻、365 - 370頁。
- (15) 『帝國議會 衆議院議事速記録』第8巻(東京大学出版会、1979年)158頁。
- (16) 『農林水産省百年史』上巻(農林水産省百年史編纂委員会、1982年)49頁。
- (17) 前掲(1)『國史大辞典』第11巻、362頁。
- (18) 『明治後期産業発達史資料』第88巻「農商務省第十二回報告 明治二十五年」(龍溪書舎、翻刻1992年)1頁。
- (19) 前掲(18)『明治後期産業発達史資料』第88巻「農商務省第十三回報告 明治二十六年」5頁。
- (20) 『帝國議會 衆議院議事速記録』第7巻(東京大学出版会、1979年)233頁。建議者の野口斐は農事試験場支場が広島に設立されたことに対し、以下のように述べる。「山陰山陽ヲ合セテ支場ノ管轄ニ屬セシムルニ至ッテ八大二其不都合ヲ感ズルノデゴザイマス、抑々山陰ノ地境八山陽ニ接シテ居ルガ、峻嶒ナル一大山脈ヲ以テ雙方ノ間ヲ限ッテ居ル、又其一面八、各々海ニ瀕シテ居リマスガ、南北相表裏シテ加フルニ山陽八地幅廣闊ニシテ、山陰八之ニ反シテ居ル、故ニ氣候ノ寒暖乾濕ヲ異ニスルハ勿論、地表ノ傾斜植物ノ情態民情風習等苟モ農事ニ關スルモノハーツトシテ懸隔ノシナイモノハナイ」
- (21) 前掲(18)『明治後期産業発達史資料』第88巻「農商務省第十四回報告 明治二十七年」6頁。
- (22) 前掲(18)『明治後期産業発達史資料』第89巻「農商務省第十五回報告 明治二十八年」7 - 8頁。  
前掲(16)『農林水産省百年史』上巻、188頁。
- (23) 前掲(18)『明治後期産業発達史資料』第89巻「農商務省第十六回報告 明治二十九年」7 - 8頁。
- (24) 前掲(16)『農林水産省百年史』上巻、204頁。
- (25) 本稿では農事試験場をめぐる県の財政負担について検討することを目的としており、試験場運営の具体的な内容については別稿を用意している。史料としては『群馬縣立農事試験場史』(群馬県立農事試験場、1954年)を参考にされたい。
- (26) 『第17回通常県會決議録』「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵)136頁。同年の予算表も同様の典拠。
- (27) 『群馬県史』通史編第8巻(群馬県史編さん委員会、1989年)132 - 133頁。群馬県農会の発足は明治29年。
- (28) 前掲(26)『第17回通常県會決議録』勤業費追加案一次会。なお試験場の場長は県の主席技師であり、初代は秋田県土族の小西文之進、2代目は長野県平民の赤羽雄一である。赤羽雄一は、当時完成直後であった地方測候所の場長を兼任した。
- (29) 前掲(16)『農林水産省百年史』上巻、295頁。



- (30) 『第18回通常県会議事録』「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵) 勸業費二次会。
- (31) 前掲(30) 『第18回通常県会議事録』 農事試験場特別資金積立予算一次会。
- (32) 『第19回通常県会議事録』「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵) 勸業費一次会。
- (33) 前掲(32) 『第19回通常県会議事録』 勸業費二次会。50円の予算であり、議事に関しては、足尾銅山の経営者である古河市兵衛に賠償請求を迫る発言もなされた。
- (34) 『通常県会議事録 付録 議案 明治三十年』「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵)。議案説明に「減額ノ點八蚕種検査費以下数項ニ渉ルモ其内農事試験場費八頗ル減額ニ過キ其儘ニ施行スヘカラスト思慮セルヲ以テ之ヲ再議ニ附セシモ尚前議ニ決シ之ヲ改メス 依テ府縣会規則第五條ニ依リ爰ニ御指揮ヲ請ヒ農事試験費中蠶毒調査費八縣會議決ノ通削除シ其他八總テ原案ヲ施行セントス」とある。この年の勸業費は、蚕種検査費や測候所費についても1割の減額という修正を伴っている。
- (35) 前掲(15) 『帝國議會 衆議院議事速記録』第8巻、157頁。
- (36) 前掲(15) 『帝國議會 衆議院議事速記録』第8巻、157頁。引用箇所も内包した演説の内容そのものは、補助金交付の必要性を説くと言うよりは、農事試験場による科学農法の効能性を強調するものであった。
- (37) 明治28年通常県会の電話架設建議案の審議において、反対派議員の川端市郎は「戦後経営」について、時流に流されているものである、との発言を行った。
- (38) 前掲(15) 『帝國議會 衆議院議事速記録』第8巻、159頁。政府委員である農務局長・藤田四郎は、この時次のように述べている。「地方廳官又八地方有志者等カラモ申出モゴザイマシテ、ドウシテモ尚ホ現在ノ試験場ト云フモノヲ三箇所バカリ全國ニ増設スル必要ヲ認メテ居リマス、ソレガタメニ政府ハ - 農商務省ニ於キマシテ八願クハ此本年ノ帝國議會ニ出シタイト思ヒマシテ種々計畫モ致シマシタガ、軍國多事ノタメニ未ダ其志ヲ果スコトガ出来ナイト云フ様ナ有様ニ立至ッテ居リマス、サウ云フ次第デゴザイマスルカラ今日此三支場ノ設立ヲ致ス前ニ當リマシテ、此府縣ノ農事試験場ヲ補助スルト云フコトハ今日此年度ニ於キマシテ御同意ヲ表スルコトガ出来ナイヤウナ有様ニ立至ッテ居リマスノデゴザイマス」
- (39) 『帝國議會 衆議院議事速記録』第14巻（東京大学出版会、1980年）204頁。稲垣示はこの発言において「又各國ノ農ヲ以テ國ヲ爲サヌ所デスラ、非常ニ農事ノ改良ニハカラ盡シテ、國庫カラ非常ナ金ヲ出シテ、之ヲ補助スル途ガ立テ、アルヤウニ承ッテ居リマス」と、先進国の農業の改良に多額の補助金を支出する旨を述べ、フランス・ベルギー・イタリア・アメリカの事例を挙げた。
- (40) 前掲(39) 『帝國議會 衆議院議事速記録』第14巻、204頁。
- (41) 前掲(1) 『國史大辞典』第12巻（吉川弘文館、1991年）723頁。
- (42) 『明治年間 法令全書』第32巻2（原書房、1982年翻刻）339頁。法律第102号。
- (43) 前掲(25) 『群馬縣立農事試験場史』巻頭、「創立以降年次別予算額」および『通常県会決議録』明治30 - 39年「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵)を参考にされたい。
- (44) 前掲(43) 『通常県会決議録』。国庫補助金交付と設備拡充の時期が重なっている時期がある。殊に明治34年度臨時予算では、実験施設や休憩所等、農事試験場全体にわたっての大規模な設備拡張がなされた。ただしこれらの年に県会と当局の対立は見られない。補助金の増額に関しては、明治35年3月3日に、農商務省より通知があった。
- (45) 『通常県会議事録』「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵) 明治32年勸業費一次会。
- (46) 『通常県会議事録』「群馬県行政文書」(群馬県立文書館所蔵) 明治33年勸業費一次会。
- (47) 前掲(25) 『群馬縣立農事試験場史』9頁。
- (48) 前掲(16) 『農林水産省百年史』204頁。こうした事例のひとつに、長野県が挙げられる。同県では、試験場技師の俸給額が問題となっている。
- (49) 江崎哲史「明治中期勸業政策をめぐる群馬県会の動向 - 測候所設置問題を中心に - 」『信濃』(第55巻第9号、2003年)33 - 44頁。測候所設立案が毎年否決されているにもかかわらず、再議にならないのが、明治20年代群馬県の状況であった。

【謝辞】

文書複写に快く御協力頂いた群馬県議会図書館、県立文書館、その他資料所蔵機関の皆様、厚く御礼申し上げます。

また前高崎経済大学附属図書館長の飯岡秀夫先生、図書館蔵書拡充を通じて大層学恩を被りました。ここに謹んで感謝御礼申し上げますとともに、御退任後の御健勝、御多幸を御祈念申し上げます。